

## 大会要項

1. 公認大会  
JHF 公認大会とする。
2. 参加資格  
JHF フライヤー会員登録証が有効な者で、JHF HG・B 級証以上所有者。
3. 参加機体  
F.A.I. クラス 1 に限る。使用機体は原産国の運用限界が明記された物とする。  
エントリーNo.は TO スタッフが支給するテープ等でセールに張りつけることとし、客観的に見て明瞭であるかどうか、TO スタッフの確認を要することとする。  
選手の所持する技能証に応じて、メーカーが推奨するレベルの機体を使用すること
4. 参加機体の変更  
原則として、同機種・同サイズとする。  
破損により修理不能の機体変更は、競技委員長の判断により他機種・他サイズのものに変更することができる。  
変更の際は、書面にて競技委員長に機体変更申請を提出し、機体検査を受けること。
5. 装備  
ヘルメット（ハンググライダーに適した、強度のある物）、パラシュート（180 日以内、もしくはメーカー指定のリパック期限以内にリパックしたもの）、サブライン、ロック付きカラビナを必ず装備すること。
6. フライトの成立及び大会成立  
フライトの成立は各クラスのクラス概要に準ずる。  
最低 1 本のフライト成立で大会成立とする。
7. 順位の決定  
大会期間中の合計得点で順位を決定する。  
合計得点が同点の場合は同順位とする。
8. 大会役員の権限  
大会中は、大会役員の指示に従わなければならない。  
競技に支障を來す行為をした選手は、大会役員の判断でその日のフライトを失格或いは大会失格とする場合がある。
9. フライト失格  
雲中飛行・飛行禁止空域フライト・空中接触・帰着申告時間内未提出・フライトルール違反の他、危険な飛行と判断される場合そのフライトを失格とする場合がある。
10. 大会失格  
危険行為・不正行為・飛行禁止空域内ランディング・大会規定に違反した選手は、大会役員会に諮り大会失格とする場合がある。
11. 事故及び損害賠償  
大会期間中、万一事故・傷害や損害が生じた場合、大会規定・エリアルルールに則り本人とその担当教員の責任に於いて速やかに処置し、本部に報告すること。  
又、主催者や大会関係者に対して責任追及、損害賠償などの請求を決して行わないこと。
12. 抗議  
抗議申し立ては、トラブル発生後一時間以内に文書で供託金 20,000 円を添えて競技委員長に提出すること。
13. 公式掲示板  
公式掲示板を大会本部及びティクオフに設置し、当日のフライト内容及び成績などを発表するので、選手は公式掲示板を確認すること。
14. アウトサイド  
アウトサイドをした者は、必ずアウトサイド申告を行い、アウトサイド料金として板敷エリアルルール所定の罰金等を該当者に支払うこと。